

裁判所法の一部を改正する法律案（第七十九回国会閣法第一二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講じようとするものであったが、衆議院において次の内容に全面修正された。

#### 第一 法律名

法律名を「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律」とする。

#### 第二 裁判所法の一部改正

##### 一 修習資金の返還猶予事由の追加

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

##### 二 法曹の養成に関する制度の見直しにおける貸与制の検討

修習資金の貸与については、第三の法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

### 第三 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見を踏まえつつ、この法律の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

### 第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二の一は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。